



資料編



第3期越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(令和2年3月31日市長決裁)

(設置)

第1条 第3期越谷市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、第3期越谷市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、教育委員会や審議会等に提示する計画案等を決定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充て、副委員長は、学校教育部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、策定委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 計画の策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等を行わせるため、第3期越谷市教育振興基本計画策定検討部会を設置する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

職 名	
政策担当部長	保健医療部長
行財政部長	環境経済部長
市民協働部長	教育総務部長
福祉部長	学校教育部長
子ども家庭部長	

第3期越谷市教育振興基本計画策定検討部会設置要綱

(令和2年3月31日市長決裁)

(設置)

第1条 第3期越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、第3期越谷市教育振興基本計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討部会は、第3期越谷市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等に関する事項を所管する。

(組織)

第3条 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、教育総務課長をもって充て、副部会長は、学校管理課長をもって充てる。

3 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 部会長、副部会長及び部会員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、検討部会を総括し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	
政策課長	情報推進課長
市民活動支援課長	障害福祉課長
子育て支援課長	子ども育成課長
青少年課長	市民健康課長
環境政策課長	教育総務課長
生涯学習課長	公民館長の代表者
科学技術体験センター所長	スポーツ振興課長
図書館長	学校管理課長
学務課長	指導課長
給食課長	教育センター所長

第3期越谷市教育振興基本計画策定委員会名簿

(令和2年4月1日から)

No.	所属職名	氏名	備考
1	政策担当部長	徳 沢 勝 久	
2	行財政部長	永 福 徹	
3	市民協働部長	石 渡 敏 幸	
4	福祉部長	中 井 淳	
5	子ども家庭部長	高 橋 成 人	
6	保健医療部長	新 井 厚 美	
7	環境経済部長	鈴 木 正 明	
8	教育総務部長	鈴 木 功	委員長
9	学校教育部長	岡 本 順	副委員長

第3期越谷市教育振興基本計画策定検討部会名簿

(令和2年4月1日から)

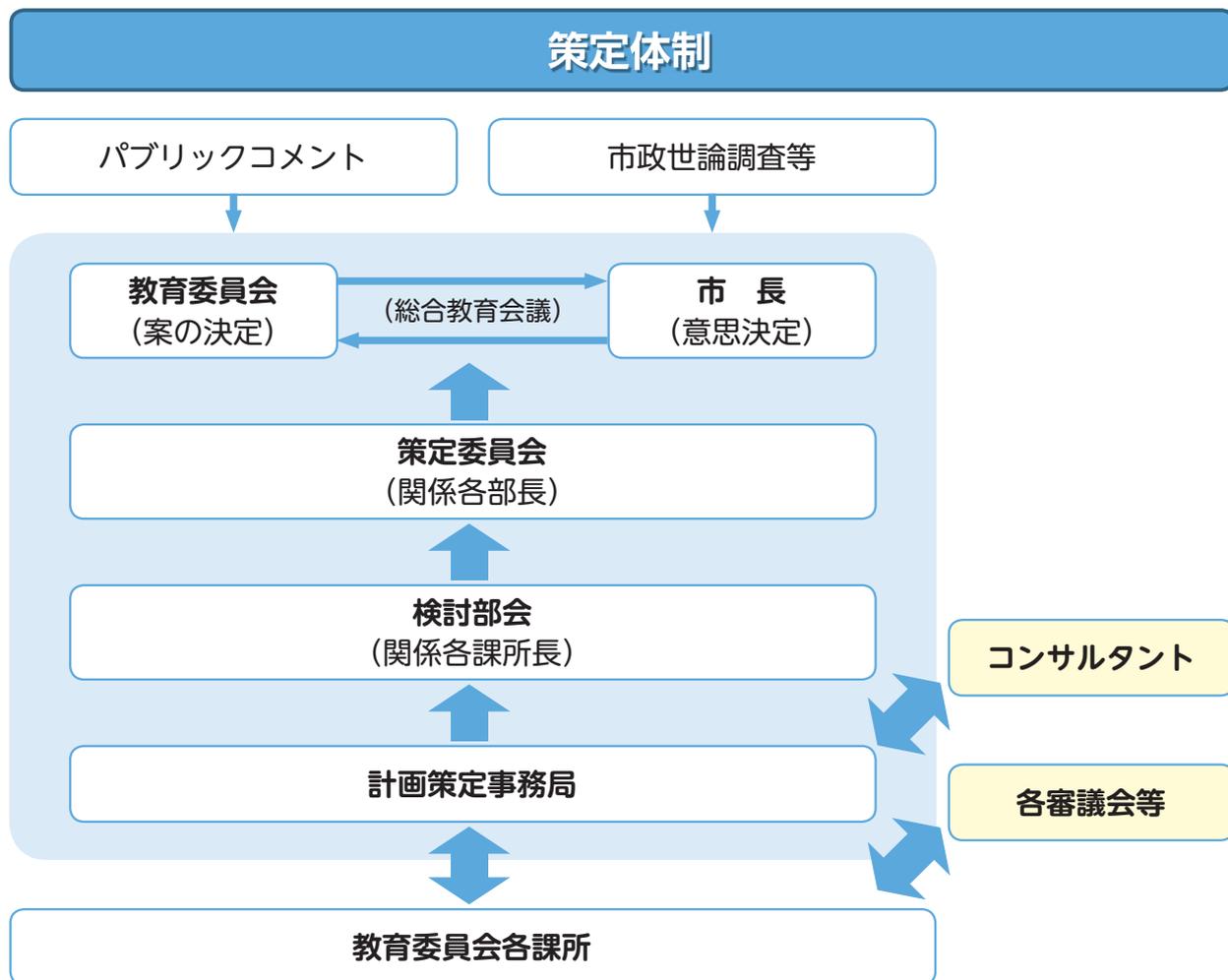
No.	所属職名	氏名	備考
1	政策課長	山 元 雄 二	
2	情報推進課長	川 澄 大 治	
3	市民活動支援課長	野 沢 豊	
4	障害福祉課長	福 岡 敏 哉	
5	子育て支援課長	永 瀬 一 広	
6	子ども育成課長	野 口 広 輝	
7	青少年課長	藤 城 浩 幸	
8	市民健康課長	櫻 田 尚 之	
9	環境政策課長	五十嵐 治	
10	教育総務課長	渡 辺 真 浩	部会長
11	生涯学習課長	木 村 和 明	
12	生涯学習課増林公民館長	石 原 孝 宏	
13	生涯学習課科学技術体験センター所長	前 田 清 彦	
14	スポーツ振興課長	八木下 太	
15	図書館長	横 山 みどり	
16	学校管理課長	紺 野 功	副部会長
17	学務課長	小野寺 秀 明	
18	指導課長	佐々木 清	
19	給食課長	石 川 智 啓	
20	教育センター所長	齋 藤 紀 義	

第3期越谷市教育振興基本計画策定事務局名簿

(令和元年5月23日から)

No.	所属職名	氏名	備考
1	教育総務課長	渡辺 真浩	事務局長
2	教育総務課副課長	市川 今日子 (並木 智史)	事務局次長
3	教育総務課主幹	岩永 房子	
4	教育総務課主査	榎屋 賢太郎	
5	教育総務課主事	浅川 龍佑	
6	教育総務課主事	齋藤 誉明 (宮崎 雄輔)	
7	教育総務課主事	生貝 恵美	
8	生涯学習課調整幹	中野 聡	
9	生涯学習課科学技術体験センター主幹	浅古 かなえ (柴山 こずえ)	
10	スポーツ振興課副課長	坪内 圭 (関場 剛)	
11	図書館副館長	石井 和義	
12	学校管理課調整幹	齋藤 道雄	
13	学務課主幹	武内 英樹 (小西 文明)	
14	指導課調整幹	佐藤 泰弘 (菊池 邦隆)	
15	給食課主幹	細井 里美	
16	教育センター調整幹	田嶋 栄蔵	

※ () 内は前任者



- (1) 市長
本計画は、教育基本法の規定により、策定主体は地方公共団体と示されていることから、教育委員会で決定した計画最終案について意思決定します。
- (2) 教育委員会
策定基本方針、素案および最終案について審議・決定します。
- (3) 策定委員会の設置
本市の教育の振興に関する施策の方向性等について総合調整を図り、教育委員会や審議会等に提示する計画案等を決定します。
- (4) 検討部会の設置
計画策定に関する調査・研究、素案および最終案の検討等を行います。
- (5) 計画策定事務局の設置
計画策定に関する進行管理、コンサルタントとの連絡調整等を担当します。
- (6) 教育委員会各課所
調書作成やヒアリング等に応じるほか、各課所長は、各課所の原案作成等において、課所内会議を開催するなど、職員の計画への意見・提案を吸い上げ、これを各課所所管の原案に反映させます。

策定経過

時 期	事 項	内 容
令和2年 1月	定例教育委員会会議 (R2.1.23)	・「第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
2月	令和元年度第2回総合教育会議 (R2.2.14)	・市長が定める「教育に関する大綱」の位置付けについて協議し、引き続き、教育振興基本計画をもって大綱とすることを決定 ・「第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
3月	政策会議 (R2.3.26)	・「第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
	市長決裁 (R2.3.31)	・「第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針」の決定
4月	第1回計画策定検討部会 (R2.4.24) ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため書面会議	・「第3期越谷市教育振興基本計画骨子(案)」について協議
5月	第1回計画策定委員会 (R2.5.7) ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため書面会議	
8月	定例教育委員会会議 (R2.5.29)	・「第3期越谷市教育振興基本計画骨子(案)」について協議・決定
	第2回計画策定検討部会 (R2.8.12)	・「第3期越谷市教育振興基本計画素案」について協議
	第2回計画策定委員会 (R2.8.25)	
	教育委員会所管の各審議会等からの意見聴取	・「第3期越谷市教育振興基本計画素案」に関する意見を聴取
9月	政策会議 (R2.9.28)	・「第3期越谷市教育振興基本計画素案」について協議
	定例教育委員会会議 (R2.9.30)	・「第3期越谷市教育振興基本計画素案」について協議・決定
10月	意見公募手続き(パブリックコメント)の実施 (R2.10.14～11.12)	・「第3期越谷市教育振興基本計画素案」を公表し、市内20カ所の市施設並びに郵便、FAX、電子メールにより意見を公募 意見数：12件(3人)
11月		・「第3期越谷市教育振興基本計画素案」について市長と教育委員で意見交換を実施
12月	第3回計画策定検討部会 (R2.12.22)	・「第3期越谷市教育振興基本計画(案)」について協議
	教育委員会所管の各審議会等からの意見聴取	・「第3期越谷市教育振興基本計画(案)」に関する意見を聴取
令和3年 1月	第3回計画策定委員会 (R3.1.14)	・「第3期越谷市教育振興基本計画(案)」について協議
2月	令和2年度第2回総合教育会議 (R3.2.12)	
	定例教育委員会会議 (R3.2.18)	・「第3期越谷市教育振興基本計画」の原案について議決
3月	第3期越谷市教育振興基本計画の策定 (R3.3.1)	・「第3期越谷市教育振興基本計画」について市長決裁

用語説明

行	用語	説明	ページ
あ	アナフィラキシー	重篤で生命に危険を及ぼす全身性のアレルギー反応で、皮膚粘膜、呼吸器、循環器など様々な臓器で様々な症状を起こします。特に、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、アナフィラキシーショックと呼びます。	56
か	学習指導要領	それぞれの教科や教育活動を、どの学年でどのように指導するか、という基本的な事項を国が示したものです。小中学校では地域や学校の実態、児童生徒の発達と特性を考慮したうえで、学習指導要領にしたがって教育を行います。	2、17、18、24、44、45
	学校応援団	学校の様々な活動にボランティアとして協力する保護者や地域住民の活動組織のことです。	65
	学校関係者評価	学校教育法第42条等を根拠とする評価制度のことです。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価（自己評価）、保護者など学校関係者による評価（学校関係者評価）のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価（第三者評価）があります。	22、45、65
	学校図書館運営ボランティア	学校図書館の運営をサポートする、保護者や地域住民のボランティアです。	50、72
	学校ビオトープ	学校の敷地内に設けた、在来生物がありのままの姿で生息する空間のことです。環境教育の教材として活用されています。	59
	カリキュラム・マネジメント	各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、各学校が教育課程（カリキュラム）の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、各学校において教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。	18、44、45、49
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や、態度を育てることを通して、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育です。	38、58、59
	語学指導助手（ALT）	日本人外国語担当教職員の助手として児童生徒に外国語の指導にあたる方のことです。なお、ALTは、Assistant Language Teacherの略語です。	17、50
	こしがや環境サポーター	地域における環境に優しい取り組み（エコ活動）の普及・啓発をするために、環境イベントへの参加や各学校で行っている環境学習への支援等を行うサポーターの方です。	59
	越谷生物多様性子ども調査	本市の環境の状況について知るため、市立小学校30校で児童が学校ビオトープ周辺のトンボの生息状況を調べる、平成24年度（2012年度）から始めた市独自の生物指標調査です。	17、59
	越谷市いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法の施行に伴い、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年（2015年）3月に策定した基本方針です。	53
越谷市教育研究委員会	市内小中学校の教職員から選ばれた研究員が、市全体の教育力を高めるために、学校教育に関する基礎的な研究や実践的な研究を行います。	45	

行	用語	説明	ページ
か	越谷市公共施設等 総合管理計画	本市では、小中学校や体育施設などをはじめとした公共施設の老朽化が課題となっており、今後の公共施設の管理について長期的視点から総合的に対応策を検討するために策定した計画です。計画期間は平成 27 年度 (2015 年度) から令和 12 年度 (2030 年度) です。	3、15、44、 63
	越谷市ネットパトロール	インターネットを介したいじめ等の早期発見・対応・解消のため、中学校におけるインターネット上の問題のある書き込みをチェックし、必要に応じて削除するなどの措置を、業者委託により市独自で行っています。	17、53
	コミュニティ・スクール	学校と保護者、地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」として一体となって特色ある学校づくりを進めていくための仕組みであり、本市では、学校運営協議会を設置し、活動しています。	37、38、44、 45、63、65
さ	サイエンスボランティア	越谷市科学技術体験センターで、実験・工作体験、サイエンスショー等の事業の手伝いを行うボランティアです。	27、69
	持続可能な社会	資源の循環を図りながら、生態系だけでなく環境・経済・人間社会の三要素が世代を超えてバランスの取れた社会のことです。	11、18、58、 59
	社会に開かれた教育課程	教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくため、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携および協働をすることです。	44
	主体的・対話的で深い学び	主体的な学びとは、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しをもって粘り強く取り組み、振り返り、次につなげる学びです。対話的な学びとは、子ども同士の学び合いや他者との対話、先哲の考え方を手掛かりに自己の考えを広げ深める学びです。深い学びとは、学びの過程の中で、教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、知識を相互に関連付け、より深く理解したり、解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりする学びです。	44、45、47、 48
	小中一貫教育	「学力の向上」、「自己肯定感の高揚」および「学校生活充実感の高揚」を目的として、義務教育 9 年間を見通した小学校と中学校の学びの連続性・一貫性を重視した教育活動です。 また、本計画で指す小中一貫型小中学校は、小学校 6 年間、中学校 3 年間の枠組みを維持しながら、小中学校の学区が一致し、同じ子どもたちを 9 年間系統的に指導する学校です。	18、22、24、 44、45、48、 61、91
	情報活用能力	情報や情報手段を主体的に選択して活用し、情報技術の基本的な操作、プログラミング的思考や情報モラルなどを含む資質・能力です。	10、17、18、 49、66
	人生 100 年時代	多くの人が 100 年以上生きることが当たり前となる時代のことです。海外の研究によれば、平成 19 年 (2007 年) に日本で生まれた子どもが、107 歳まで生きる確率は 50%と予測されています。	5、68
	スクールカウンセラー	小中学校に配置され、学校生活などに悩みや不安を持つ児童生徒や保護者に対し、カウンセリングや助言などを行い心のケアをする専門職のことです。	61
	スクールソーシャル ワーカー	児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、家庭訪問をしたり、医療機関や児童相談所などの関係機関と連携をとったりするなど、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のことです。	19、21、53、 61
	スポーツ安全保険	アマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動などを行う社会教育関係団体の活動中に起きた事故に対する補償制度で、公益財団法人スポーツ安全協会が加入窓口となっています。	79
スポーツ推進委員	スポーツ基本法で規定されている公的な社会体育指導者です。教育委員会が委嘱し、スポーツ振興のため、スポーツに関する指導・助言を行います。	83、88	
スポーツボランティア	市または教育委員会が主催・後援する、スポーツ・レクリエーションイベントの運営の手伝いを行うボランティアです。	32、33、83	

行	用語	説明	ページ
さ	スポーツリーダーバンク	市民スポーツ活動の促進を図るため、スポーツ活動指導者を登録し、地域、各種団体、スポーツクラブ等の派遣要請に対し、指導者を派遣する制度です。	32、33、83、94
	世界寺子屋運動	世界中のすべての子どもたちが学校に通えるようになることや、成人女性の識字率が向上することを目標に、「学びの場＝寺子屋」で読み書きや算数を学べるように、教育の機会を提供する運動です。	86
	総合的な学習の時間	各学校が、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う授業です。	45
	相対的貧困	一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者を指します。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。	12
た	確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものです。	6、7、17、37、43、47、48、91
	中1ギャップ	小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめ事案や不登校生徒が増加したりする現象のことです。	44
	通級指導教室	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室です。なお、各教科の学習は通常の学級で行います。	60
	適応指導教室	様々な理由により、学校を長期で欠席している児童生徒に対し、本人の状態に応じた学習や相談を行うことで、学校復帰や将来における社会的自立に必要な適応力を習得するための支援を行う教室です。本市では、適応指導教室「おあしす」が市内に3教室あります。	61
	特別支援教育	障がいのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育のことです。	22、23、24、38、58、60
な	日本語指導員	日本語の指導を必要とする外国人の児童生徒などが、学校生活や学習活動に支障をきたさないように、各学校に指導員を配置し日本語の指導を行っています。	22、24、62
は	プログラミング教育	子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成することです。	49
ま	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財のことで、貝塚・集落跡などの遺跡や、土器・石器・木製品などの遺物がこれにあたります。	28、76
ら	レファレンスサービス	図書館が、利用者の調査・研究のために支援や回答を行うサービスのことで。	71
I	ICT（情報通信技術）	情報や通信に関する技術の総称を指します。なお、ICTは、Information and Communication Technologyの略語です。	2、10、17、18、27、37、47、49、63、65、66、91
P	PDCAのマネジメントサイクル	計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法です。	16、90

市の憲章と各種宣言

越谷市民憲章

(昭和 53 年 11 月 3 日制定)

わたしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

越谷市子ども憲章

(平成 10 年 11 月 3 日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自立 わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

責任 わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

健康 わたしたちは、生命を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。

感謝 わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

環境 わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。

越谷市福祉憲章

(平成 11 年 9 月 15 日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう かけがえない あなたのいのち 明日に向けて みんなでつろう やさしいまちを
 ともにつなげよう あなたのちから わたしの経験 知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを
 とともにかけあおう ほほえみと 思いやり 手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを
 とともに高めよう すこやかな ところと体 明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

安全都市宣言

(昭和 37 年 3 月制定)

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器用具の発展普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。(抜粋)

スポーツ・レクリエーション都市宣言

(昭和 49 年 9 月 26 日制定)

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち越谷市も、急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化がもたらされました。

私たちは、いつも美しい自然にあふれ、健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思います。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくるとともに、さらに市民の交流を深め、連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

文化都市宣言

(昭和 58 年 11 月 3 日制定)

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。
昔から水郷こしがやとして親しまれてきた
わたしたちの郷土は、先人達が遺（のこ）してくれた
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、
先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、
さらに、人間愛に満ちた
ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創（つく）って
次の世代に引き継いでいこう。
みんなで心と力を合わせて、
わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、
生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制 25 周年にあたり、
越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

越谷市平和都市宣言

(平成 20 年 11 月 3 日制定)

わがまちは、古くから「水郷こしがや」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しいまちであります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和なくらしは、越谷市民すべての願いであります。
わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行 50 周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。

**いきいきとだれもが夢に向かって輝く
越谷教育プラン**

—第3期越谷市教育振興基本計画—

(計画期間:令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度))

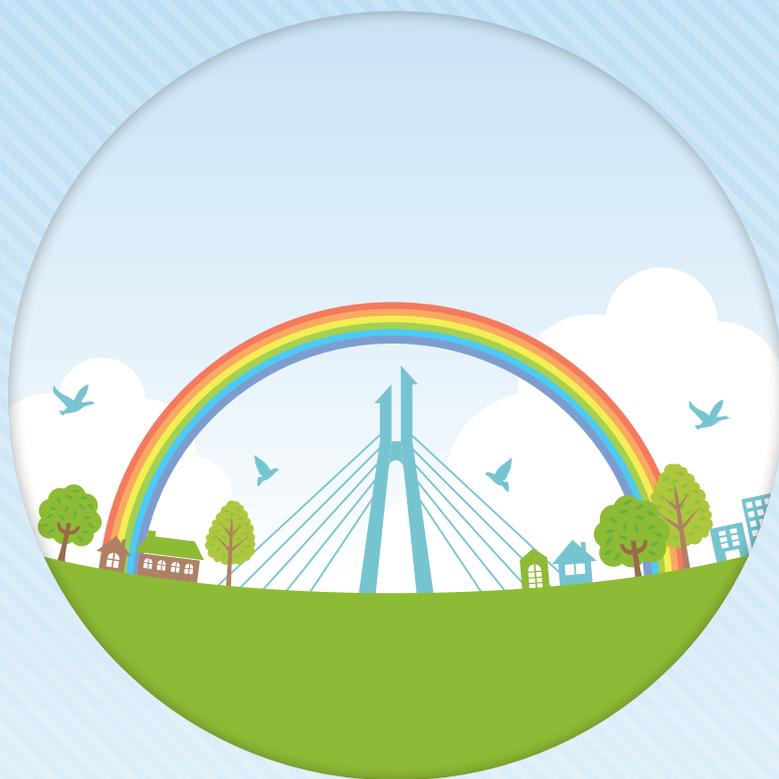
編集・発行:越谷市・越谷市教育委員会

住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL:048-964-2111(代)

H P: <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>

発行年月:令和3年3月



いきいきとだれもが夢に向かって輝く越谷教育プラン
第3期越谷市教育振興基本計画

－令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）－